

札幌市福祉のまちづくり施設整備資金融資等要綱

平成12年8月7日

保健福祉局長決裁

改正 平成13年3月29日

改正 平成14年3月26日

改正 平成15年3月26日

改正 平成18年3月20日

改正 平成20年9月30日

(目的)

第1条 この要綱は、札幌市福祉のまちづくり条例（平成10年12月15日札幌市条例第47号。以下「条例」という。）

第12条の規定に基づき、障害者、高齢者等が円滑に利用できる建築物の構造、配置及び設備に関する整備が促進されるように、施工主等に対して行う融資制度等の実施に必要な事項を定め、もって、福祉のまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建築物 公共的施設（札幌市福祉のまちづくり条例施行規則（平成11年2月9日札幌市規則第3号。以下「規則」という。）第2条に定める公共的施設をいう。以下同じ。）のうち、規則別表1 1の項に定めるものをいう。

(2) 新築等 新築（用途を変更して公共的施設とする場合を含む。以下同じ）、改築、増築、大規模の修繕、大規模の模様替え及び一部改修をいう。

(3) 施工主等 新築等の工事の請負契約の注文者若しくは請負契約によらないで自ら新築等の工事をするものをいう。

(取扱金融機関)

第3条 この要綱に基づき資金を取り扱う金融機関は、市内に店舗を有する次の金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

株式会社北洋銀行、株式会社北海道銀行、株式会社北陸銀行、株式会社日本政策投資銀行。なお、株式会社日本政策投資銀行における取り扱いについては別に定める。

(運用資金)

第4条 市長は、この要綱における資金の融資促進を図るため、

毎年度予算の範囲内で運用資金等を用意するものとする。

(融資対象者)

第5条 札幌市福祉のまちづくり施設整備資金(以下「資金」という。)の融資を受けることができる者は、本市の区域内における建築物の別表1の左欄に規定する新築等の工事(以下「融資対象工事」という。)の施工主等で、次の各号に掲げる条件に該当する者とする。ただし、規則第11条に定める公共的団体を除く。

- (1) 原則として建築物に係る同一の事業を一年以上引き続き行っていること。
- (2) 貸付けを受けようとする建築物に係る事業について、許可、認可、登録等(以下「許認可等」という。)を必要とする場合は、当該許認可等を取得していること。なお、建築物の設置後取得することとなる許認可等については、当該許認可等の取得後速やかにその取得を証する書面の写しを市長に提出するものとする。
- (3) 融資を受けた資金の償還について、十分な返済能力を有すること。
- (4) 市税を完納していること。

(新築等の条例適合)

第6条 貸付けを受けようとする建築物の新築等においては、条例第15条に定める整備基準(以下「整備基準」という。)に適合していなければならない。この場合において建築物の増築、大規模の修繕、大規模の模様替え及び一部改修(以下「増築等」という。)を行うときは、当該増築等を行う部分が整備基準に適合しているとともに、対象工事を行う部分に障害者、高齢者等が容易に到達できる構造でなければならない。

(融資金額)

第7条 資金の融資金額は、融資対象工事に要する費用(ただし、融資対象工事一箇所につきそれぞれ別表1の右欄に定める金額を上限とする。)の合算額の範囲内で市長が必要と認める額とする。

2 資金の融資金額は、1回の新築等において50万円から2千万円までの範囲内で10万円単位とする。なお、10万円単位に満たない端数については切り捨てるものとする。

(利用限度額)

第8条 本資金を同一事業者が重複利用する場合、利用制限は貸付限度額から既貸付残高を控除した額とする。

(融 資 条 件)

第 9 条 資金の融資条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 償還期限 資金の融資の月の翌月から起算して 10 年以内。ただし 1 年以内の据置期間を設けることができる。
- (2) 償還方法 毎月元金均等分割返済。ただし、いつでも繰上償還できる。
- (3) 融資利率 市長が別に定める。
- (4) 保証措置 取扱金融機関の定めるところによるが、必要に応じて北海道信用保証協会の保証付とする。
- (5) 担保・保証人 取扱金融機関と本資金の貸付を受けようとする者(以下「融資希望者」という。)との協議により定める。

(申 込 み)

第 10 条 融資希望者は、新築等の工事内容について、条例第 17 条に定める協議(以下「事前協議」という。)が必要な場合には、あらかじめ当該事前協議を行わなければならない。

2 融資希望者は、対象工事に着手する前に、札幌市福祉のまちづくり施設整備資金融資適合審査申請書(様式 1。以下「融資適合審査申請書」という。)及び以下に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 対象工事の工事見積書
- (2) 工事設計図
- (3) 事前協議を行った場合は、協議書副本(協議結果の記載があるもの)
- (4) 事前協議が不要な場合は、規則第 5 条第 2 項に定める書類
- (5) 法人にあっては、定款及び現在事項全部証明書
- (6) 個人にあっては、住民票抄本又は外国人登録証明書
- (7) 前年度における市税の納税証明書
- (8) 許認可等の写し(許認可等が必要な事業の場合)
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、融資適合審査申請書を受理した場合は、速やかに当該融資適合審査申請書に関する書類を審査し、必要に応じて調査を行い、融資適合審査結果通知書(様式 2)により融資希望者にその結果を通知するとともに、適合と認められた場合には取扱金融機関に対し貸付審査依頼書(様式 3)により依頼を行うものとする。

(融 資 の 申 込 み 等)

第 11 条 融資適合審査において適合と認められた融資希望者

は、前条第3項の融資適合審査結果通知書の写しを添えて、取扱金融機関に融資の申込みを行うものとする。

- 2 融資申込みを受けた取扱金融機関は、融資の可否を決定し、融資希望者及び市長に融資可否通知書（様式4）によりその結果を通知するものとする。

（工事の着工）

- 第12条 融資希望者は、前条第2項の通知を受けた後に新築等の工事に着工するものとする。

（融資等の申込の取下げ）

- 第13条 融資希望者は、融資適合審査申請の取下げをしようとするときは、融資適合審査申請取下書（様式5）を市長に提出するものとする。

- 2 第11条により融資の決定を受けた者（以下「融資予定者」という。）は、融資の申込みを取り下げようとするときは、取扱金融機関に申し出るものとする。

- 3 取扱金融機関は、前項の融資申込みの取下げがあった場合には、速やかに市長に報告するものとする。

（工事内容の変更）

- 第14条 融資予定者は、新築等の工事の内容を変更しようとする場合にあっては、あらかじめ市長に変更を申請し、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更であって市長が必要ないと判断した場合は、この限りでない。

- 2 事前協議を行った融資予定者が前項の変更申請を行おうとする場合は、あらかじめ条例第17条第1項後段の変更協議を行わなければならない。

- 3 市長は、第1項の変更を承認した場合は、速やかに取扱金融機関にその旨を通知するものとする。

（工事完了届）

- 第15条 融資予定者は、融資に係る工事が完了した場合は、遅滞なく融資対象工事完了届（様式6）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 事前協議を行った融資予定者は、融資対象工事完了届提出前に条例第18条の工事完了届を提出しなければならない。

（工事検査）

- 第16条 市長は、融資予定者から融資対象工事完了届があった場合は、速やかに当該工事が第10条第3項において適合と認められた工事内容又は第14条第3項において承認した工事内容のとおり施工され、完了しているか検査を行うものとする。

2 札幌市は、工事完了を確認したときは、融資予定者に工事完了確認通知書（様式7）を交付するとともに、取扱金融機関に対し貸付依頼書（様式8）により依頼を行うものとする。
（融資の実行等）

第17条 取扱金融機関は、前条第2項の貸付依頼書の送付を受け、かつ、取扱金融機関が必要と認める手続きが完了した後、融資を実行するものとする。

2 取扱金融機関は、融資を実行したときは、遅滞なく融資実行報告書（様式9）を市長に提出しなければならない。

（預託）

第18条 市長は、前条第2項の融資実行報告書を受領した場合は、取扱金融機関に対し、貸付けに必要な資金の一部を毎年度予算の範囲内において預託するために、預託契約（様式10）を締結するものとする。なお、取扱金融機関に対する預託条件は、市長が別に定める。

（利子補給）

第19条 札幌市は、取扱金融機関が融資を行ったときは、取扱金融機関と協議して定める利子相当額を、補助金として取扱金融機関に支払うものとする。

2 前項の補助金の額は、融資を受けた者の毎月の償還残高に基づき、計算するものとする。

（利子補給金の申請及び交付）

第20条 取扱金融機関は、札幌市と協議して定める時期に補助金（利子補給金）申請書（様式11）により利子補給の交付を申請するものとし、札幌市はその内容について審査し、適当と認めるときは交付決定の通知をするものとする。

2 取扱金融機関は、前項の通知を受けたときは、補助金（利子補給金）請求書（様式12）により利子補給金の請求を行うものとし、札幌市は、請求を受けて、利子補給金を支払うものとする。

（利子補給の停止）

第21条 札幌市は融資を受けた者による繰上返済があった場合又は返済が滞った場合は、取扱金融機関に対し当該申込者にかかる貸付利子の補給を停止することができる。

（利子補給金の返還）

第22条 札幌市がすでに取扱金融機関に対して交付した利子補給金について利子補給が適当でないと判断した場合は、その利子補給金（当該融資の取り消しを受けた者に係るものに限る。）の返還を求めることができる。

(完 済 報 告)

第 2 3 条 取 扱 金 融 機 関 は、 融 資 を 受 け た 者 が 融 資 を 完 済 し た
と き は、 完 済 報 告 書 (様 式 1 3) に よ り 速 や か に 市 長 に 報 告
す る も の と す る。

(繰 上 償 還 等)

第 2 4 条 融 資 を 受 け た 者 は、 必 要 に 応 じ て 未 償 還 額 の 全 部 又
は 一 部 に つ き 繰 上 償 還 を す る こ と が で き る。

2 取 扱 金 融 機 関 は、 前 項 に よ り 繰 上 償 還 を 受 け た と き は、 前
条 の 例 に よ り 速 や か に 市 長 に 報 告 す る も の と す る。

(融 資 の 取 消 等)

第 2 5 条 取 扱 金 融 機 関 は、 融 資 を 受 け た 者 が 次 の い ず れ か に
該 当 す る と き は、 市 長 と 協 議 し て 償 還 期 限 前 に 本 資 金 の 全 部
又 は 一 部 の 返 還 を 求 め る こ と が で き る。

(1) 虚 偽 の 申 込 に よ っ て 融 資 を 受 け た と き。

(2) 市 長 の 承 認 を 受 け な い で 工 事 内 容 の 変 更 を し た と き。

(3) 融 資 を 受 け た 資 金 を、 こ の 要 綱 に 定 め る 目 的 以 外 に 使 用
し た と き。

(4) 返 済 金 の 支 払 を 怠 っ た と き。

(5) そ の 他 本 要 綱 (本 要 綱 の 取 扱 い に 関 し、 別 に 定 め る 事 項
も 含 む。) に 違 反 し た と き。

2 市 長 は、 前 項 の 規 定 に よ っ て 返 還 を 求 め た 当 該 融 資 に 係 る
預 託 金 に つ い て は、 取 扱 金 融 機 関 に 通 知 の 上 貸 付 期 間 満 了 前
に 返 還 さ せ る こ と が で き る。

(実 施 状 況 の 調 査)

第 2 6 条 市 長 は、 こ の 融 資 の 実 施 状 況 に つ い て、 必 要 に 応 じ
取 扱 金 融 機 関 及 び 融 資 を 受 け た 者 か ら 報 告 を 求 め 又 は 実 地 に
調 査 す る こ と が で き る。

(そ の 他)

第 2 7 条 こ の 要 綱 の 施 行 に 関 し 必 要 な 事 項 は、 保 健 福 祉 局 長
が 別 に 定 め る も の と す る。

附 則

こ の 要 綱 は、 平 成 1 2 年 8 月 7 日 か ら 施 行 す る。

こ の 要 綱 は、 平 成 1 3 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

こ の 要 綱 は、 平 成 1 4 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

こ の 要 綱 は、 平 成 1 5 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

こ の 要 綱 は、 平 成 1 8 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

こ の 要 綱 は、 平 成 2 0 年 1 0 月 1 日 か ら 施 行 す る。

別表 1 (第 5 条、 7 条 関 係)

番 号	融 資 対 象 工 事	金 額 (千 円)
1	規則別表 2 1 建築物の 7 の項第 2 号オに定める構造のエレベーターの設置工事	1 2 , 0 0 0
2	(1) 規則別表 2 1 建築物の表 4 の項第 1 号及び第 2 号アからキまでに定める構造の便所の設置工事	3 , 5 0 0
	(2) 前号及び規則別表 2 1 建築物の表 4 の項第 2 号クに定める構造の便所の設置工事	4 , 5 0 0
3	規則別表 2 1 建築物の 5 の項ア及びウ並びに 7 の項第 2 号カ(ア)及び(ウ)に定める構造の傾斜路の設置工事	1 , 5 0 0
4	規則別表 2 1 建築物の表 7 の項第 2 号イに定める直接地上へ通ずる出入口で、幅を内のり 1 2 0 センチメートル以上とし、戸を自動的に開閉する構造とするものの設置工事	3 , 0 0 0
5	その他別に市長が必要と認める工事	当該工事費